

申 請

平成30年11月26日

原子力災害対策本部長  
内閣総理大臣 安倍晋三 殿

茨城県知事 大井川 和彦

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に基づく  
平成30年7月10日付け指示について、下記のとおり申請する。

記

- 1 次に掲げる品目について、出荷制限を解除すること。  
茨城県大洗町において産出されたたけのこ
- 2 解除を申請する理由  
別紙参照

## 別紙

### 出荷制限解除後の検査計画と出荷管理

#### 1 出荷制限を解除する範囲

大洗町において産出されたたけのこ

#### 2 経過及び解除申請の理由

##### (1) 現在までの経過

ア 平成 24 年 4 月 24 日に、大洗町のたけのこ 1 検体を検査した結果、食品の基準値を超える放射性セシウム (240Bq/kg) が検出されたため、4 月 26 日に出荷制限が指示された。

イ 平成 24 年春から平成 30 年春にかけて、同町においてモニタリング検査を行ったところ、平成 24 年の基準値超過箇所を含む各地点で、概ね低水準・低下傾向にあることを確認した。

ウ 平成 30 年春に、これまでに基準値を超える放射性セシウムが検出された地点とその周辺、同町内生産者の竹林分布から、検査する地点を満遍なく選定し、詳細検査を実施した。

##### (2) 検査結果

(1) のウの検査の結果、食品の基準値を超えるものは検出されず(平均値 15Bq/kg, 最大値 63Bq/kg), 平成 24 年に基準値を超えた 5 地点, 平成 27 年に基準値を超えた 2 地点及び平成 28 年に基準値を超えた 1 地点でも基準値を大きく下回ったことを確認した(240Bq/kg→32Bq/kg, 210 Bq/kg→19Bq/kg, 130 Bq/kg→16Bq/kg, 110 Bq/kg→31Bq/kg, 110 Bq/kg→35Bq/kg, 170Bq/kg→52Bq/kg, 120Bq/kg→37Bq/kg, 170Bq/kg→52Bq/kg)。また、検査結果(標本数 61)を対数正規分布に当てはめると、今後たけのこが基準値を超える確率は低い(95パーセント値は 47Bq/kg)ことが推定できる。

#### 3 大洗町における管理計画

##### (1) 解除後の検査計画

たけのこの発生状況を確認しながら、3 検体以上の出荷前検査を行い、基準値以下であることを確認した上で出荷する。

また、出荷されるたけのこの安全性を確保するため、過去の検査で 50Bq/kg を超えた地点に加え、過去に検査を行っていない地点から出荷しようとする場合は、茨城県、大洗町及び生産者が連携して検査を行い、基準値以下であることを確認する。

さらに、発生期間中 1 週間に 1 回を基準とした定期的検査を行う。

## (2) 解除後の出荷管理

大洗町は、同町内でたけのこ生産を行う生産者について、生産者ごとに、竹林所在地、出荷先、出荷量などを記録した台帳を作成する。記録内容等の変更があった場合は、その都度更新する。

また、茨城県及び大洗町は、JA、直売所、卸売市場等生産者からたけのこを直接仕入れる者に対し、仕入先及び販売先を記録及び保存するよう要請する。さらに、仕入先が新規生産者である場合は、産地などを確認し、大洗町に報告するよう要請する。大洗町は、当該情報により新たに生産者を把握した場合は、台帳を更新する。

## (3) 生産指導の実施

茨城県及び大洗町は連携して、必要に応じ、たけのこの放射性セシウム濃度の低減効果の可能性がある竹林の伐竹や落葉かきなどの栽培管理を指導する。

## (4) 出荷制限地域のたけのこが出荷されないことの確保

### ア 生産者対策

茨城県及び大洗町は、茨城県内で出荷制限が継続されている市町村がある場合は、これまで同様、連携して、当該市町村に対し、その区域内の生産者及び JA、直売所、卸売市場等生産者から直接たけのこを仕入れる者に対し、たけのこを出荷することのないよう指導することを要請する。

### イ 流通対策

茨城県及び大洗町は、茨城県内で出荷制限が継続されている市町村がある場合は、これまで同様、連携して、JA、直売所、卸売市場等生産者から直接たけのこを仕入れる者に対し、出荷制限地域のたけのこを扱わないことや、市町村名の表示がないたけのこについては、生産地の市町村名を確認の上、適切な表示により流通させることを要請するとともに、これら流通拠点を巡回指導する。

また、定期的にインターネット上で監視を行い、出荷制限地域のたけのこが販売されていないかを確認する。

(5) 検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応

茨城県は、大洗町に対し、速やかに、たけのこの出荷自粛を要請するとともに、(1)の発生期間中の定期的検査により基準値を超えた場合は、出荷中のたけのこの回収を併せて要請する。

(6) 生産者等へ周知

茨城県及び大洗町は連携し、本計画の内容について、たけのこの生産者及び生産者からたけのこを仕入れる者に周知を図るとともに、関係機関・団体に協力を求める。

茨城県大洗町のたけのこに係る検査結果

生産者	検体	検査日	たけのこ 検査結果 (Bq/kg)
1	1	H30.4.19	16
	2	H30.4.19	9.7
	3	H30.4.19	21
	4	H30.4.19	13
2	5	H30.4.25	31
	6	H30.4.25	27
	7	H30.4.25	27
	8	H30.4.25	44
	9	H30.4.25	14
	10	H30.4.25	13
3	11	H30.4.25	4.0
	12	H30.4.25	4.4
	13	H30.4.25	<7.3
	14	H30.4.25	4.1
	15	H30.4.25	4.0
	16	H30.4.25	3.7
4	17	H30.4.27	19
	18	H30.4.27	7.1
	19	H30.4.27	3.2
	20	H30.4.27	<4.6
	21	H30.4.27	16
	22	H30.4.27	12
5	23	H30.4.27	32
	24	H30.4.27	22
	25	H30.4.27	40
6	26	H30.4.27	3.3
7	27	H30.4.27	14
	28	H30.4.27	63
	29	H30.4.27	12
8	30	H30.4.27	4.0
	31	H30.4.27	3.3
	32	H30.4.27	4.8
	33	H30.4.27	<3.3
	34	H30.4.27	3.7
	35	H30.4.27	<3.5
9	36	H30.5.9	2.4
	37	H30.5.9	2.8
10	38	H30.5.9	52
	39	H30.5.9	37
11	40	H30.5.9	4.5
12	41	H30.5.9	5.2
13	42	H30.5.9	2.9
	43	H30.5.9	3.8
	44	H30.5.9	5.0
	45	H30.5.9	5.8
11	46	H30.5.11	3.8
	47	H30.5.11	7.0
	48	H30.5.11	3.7
14	49	H30.5.11	35
	50	H30.5.11	3.8
	51	H30.5.11	19
	52	H30.5.11	26
	53	H30.5.11	23
	54	H30.5.11	41
15	55	H30.5.11	18
	56	H30.5.11	13
	57	H30.5.11	17
	58	H30.5.11	14
	59	H30.5.11	15
	60	H30.5.11	25
16	61	H30.5.11	19

平均値
最大値
最小値
中央値
標準偏差
95%値
標本数

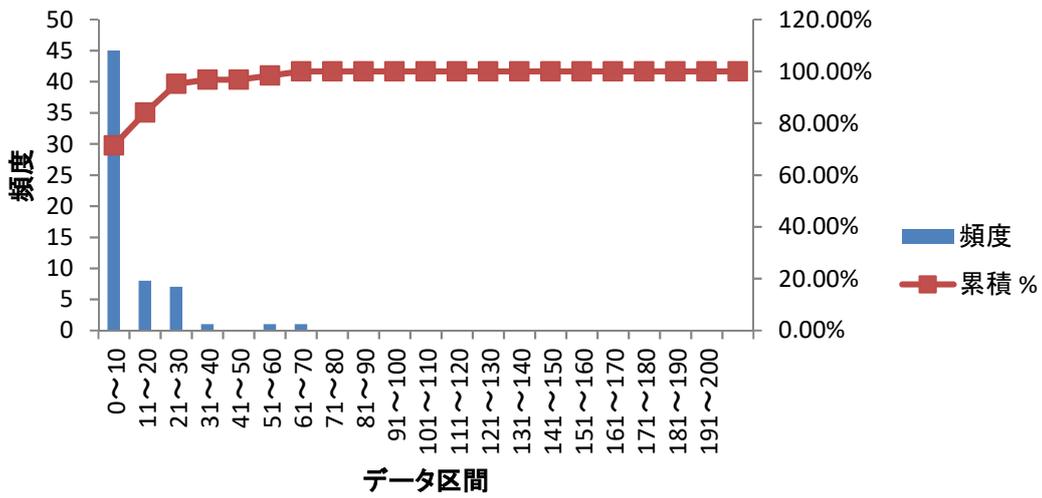
実測値
15
63
1.7
12
13.7
47
61

注:<(不検出)のデータには、検出限界値の1/2を代入して計算

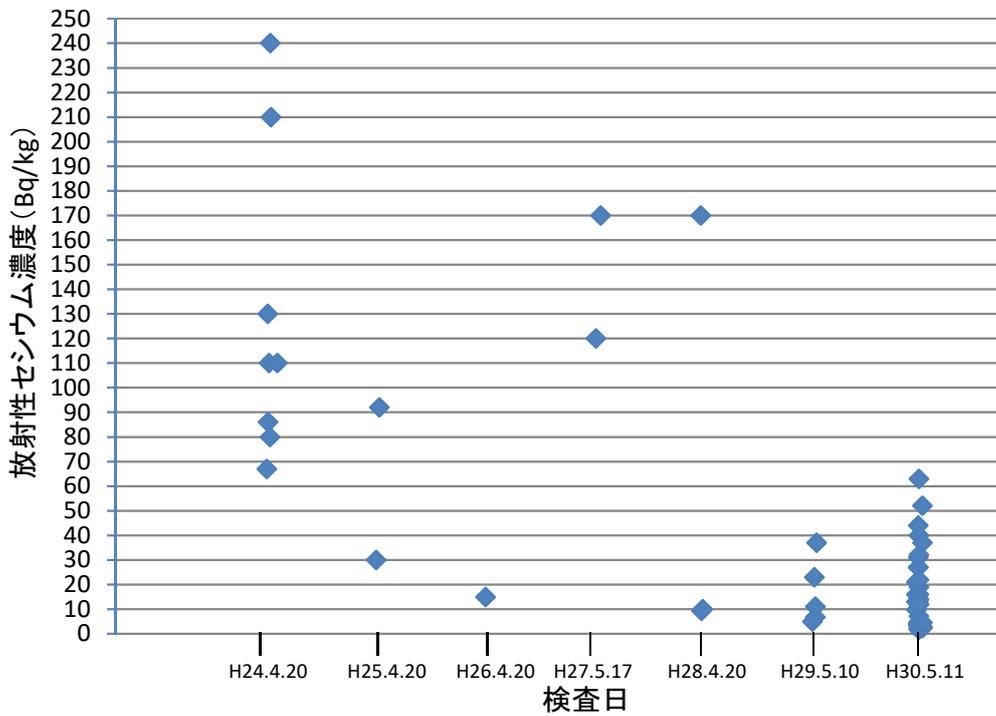
茨城県大洗町のたけのこに係る検査結果

生産者		H24		H25		H26		H27		H28		H29		H30	
		検査日	検査結果 (Bq/kg)												
1	1	H24. 4. 16	130	H25. 4. 17	30							H29. 5. 12	6. 8	H30. 4. 19	16
	2													H30. 4. 19	9. 7
	3													H30. 4. 19	21
	4													H30. 4. 19	13
2	5	H24. 4. 20	110							H28. 4. 22	9. 3	H29. 5. 9	23	H30. 4. 25	31
	6													H30. 4. 25	27
	7													H30. 4. 25	27
	8													H30. 4. 25	44
	9													H30. 4. 25	14
	10													H30. 4. 25	13
3	11	H24. 4. 17	86											H30. 4. 25	4. 0
	12													H30. 4. 25	4. 4
	13													H30. 4. 25	<7. 3
	14													H30. 4. 25	4. 1
	15													H30. 4. 25	4. 0
	16													H30. 4. 25	3. 7
4	17	H24. 4. 26	210							H28. 4. 26	10	H29. 5. 2	<10	H30. 4. 27	19
	18													H30. 4. 27	7. 1
	19													H30. 4. 27	3. 2
	20													H30. 4. 27	<4. 6
	21													H30. 4. 27	16
	22													H30. 4. 27	12
5	23	H24. 4. 24	240	H25. 4. 28	92									H30. 4. 27	32
	24													H30. 4. 27	22
	25													H30. 4. 27	40
6	26												H30. 4. 27	3. 3	
7	27											H29. 5. 12	11	H30. 4. 27	14
	28													H30. 4. 27	63
	29													H30. 4. 27	12
8	30													H30. 4. 27	4. 0
	31													H30. 4. 27	3. 3
	32													H30. 4. 27	4. 8
	33													H30. 4. 27	<3. 3
	34													H30. 4. 27	3. 7
9	36													H30. 4. 27	<3. 5
	37													H30. 5. 9	2. 4
10	38													H30. 5. 9	2. 8
	39							H27. 5. 17	170	H28. 4. 19	170	H29. 5. 16	37	H30. 5. 9	52
11	40	H24. 4. 12	67					H27. 5. 1	120					H30. 5. 9	37
	41					H26. 4. 22	15							H30. 5. 9	4. 5
13	42	H24. 4. 23	80											H30. 5. 9	5. 2
	43													H30. 5. 9	2. 9
	44													H30. 5. 9	3. 8
	45													H30. 5. 9	5. 0
11	46													H30. 5. 9	5. 8
	47													H30. 5. 11	3. 8
	48													H30. 5. 11	7. 0
14	49	H24. 5. 18	110											H30. 5. 11	3. 7
	50													H30. 5. 11	35
	51													H30. 5. 11	3. 8
	52													H30. 5. 11	19
	53													H30. 5. 11	26
	54													H30. 5. 11	23
15	55													H30. 5. 11	41
	56													H30. 5. 11	18
	57													H30. 5. 11	13
	58													H30. 5. 11	17
	59													H30. 5. 11	14
	60													H30. 5. 11	15
16	61													H30. 5. 11	25
														H30. 5. 11	19

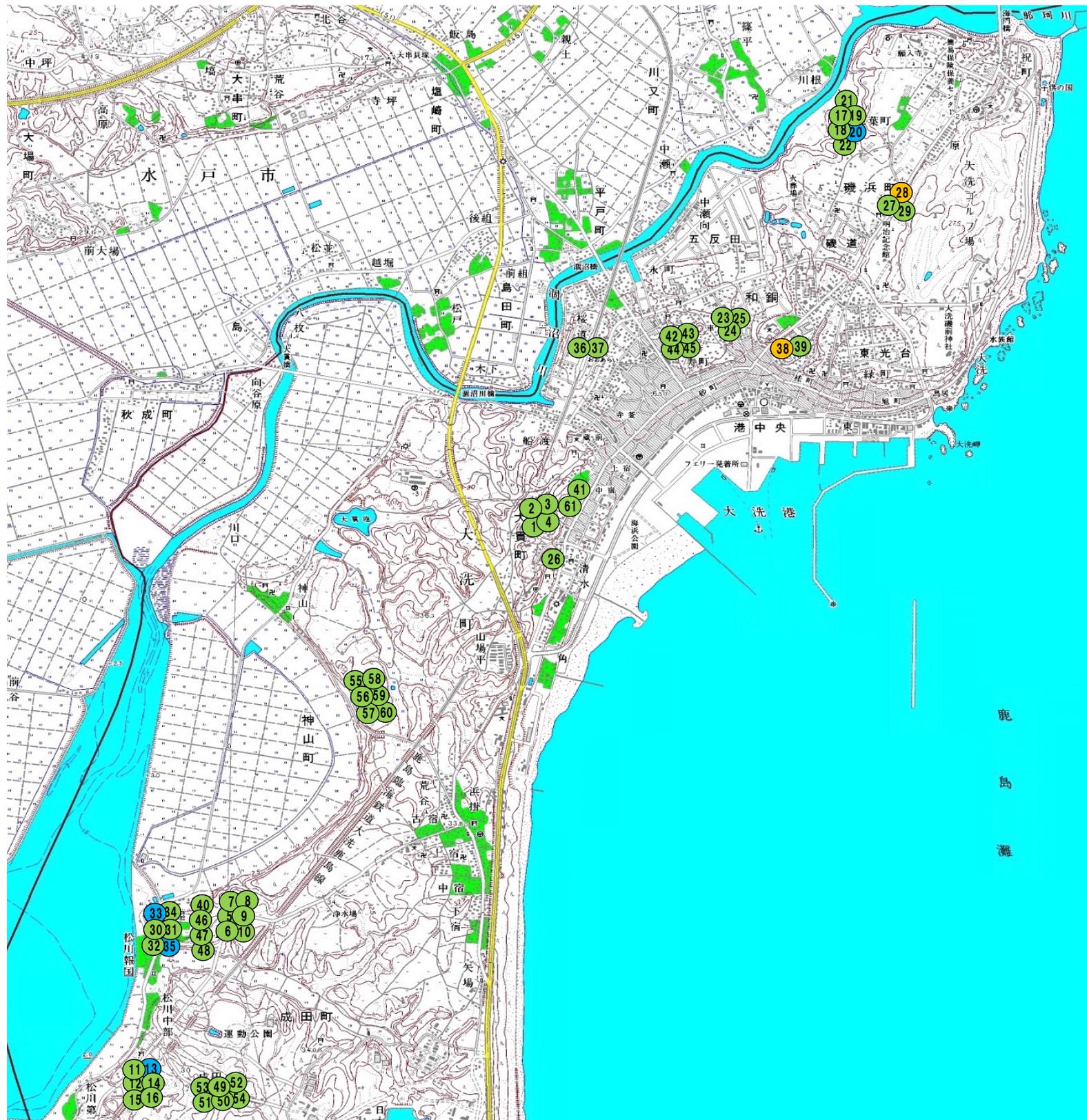
### H30までのこの放射性物質濃度 (大洗町)



### たけのこの放射性セシウム濃度 (大洗町)



# 大洗町全図



## 凡例

- 不検出
- 50Bq/kg以内
- 50Bq/kgを超え、100Bq/kg以内
- 100Bq/kg超過

## たけのこの出荷管理の考え方（茨城県）

出荷制限解除後に基準値を超過するたけのこが出荷されないよう、出荷に関し以下のような対策に取り組む

